

2023年3月10日

各 位

上場会社名 東洋建設株式会社
代表者 代表取締役社長 武澤 恭司
(コード番号 1890 東証プライム)
問合せ先責任者 経営管理本部総務部長 時水 久
T E L 03-6361-5450

当社株主による臨時株主総会の招集請求に対する 当社の対応等に関するお知らせ

当社は、2023年3月6日付けプレスリリースにおいて、当社の株主である合同会社 Yamauchi-No.10 Family Office 及び WK 1 Limited(以下「YFO ら」といいます。)の連名により、臨時株主総会の招集請求(以下「本請求」といいます。)に関する書面(以下「本請求書」といいます。)を受領したことをお知らせしておりましたが、本日開催の取締役会において、本請求に基づく臨時株主総会を招集しないことを決議いたしましたので、下記 1. のとおりお知らせいたします。

また、一般社団法人 Yamauchi-No.10 Family Office は、同年3月3日付けで本請求に関するプレスリリースを公表しておりますが、同プレスリリースに関する当社取締役会の考えは下記 2. のとおりです。

記

1. 本請求に基づく臨時株主総会を招集しないことについて

YFO らは、本請求において、YFO らによる当社の非公開化の提案等(以下「YFO 提案」といいます。)に対する当社の検討・意思決定過程を会社法第316条第2項に定める調査者に調査させる旨の議題(「議題 3」)を目的とする株主総会の招集を求めております。

当社は、会社法第297条第1項に定める臨時株主総会の招集請求権を含め株主の皆様が法令上の権利を最大限尊重するものであり、適法な権利の行使には全て適切に応じさせて頂くものです。

しかしながら、従前より公表しているとおり、現在、当社取締役会は、YFO 提案に関する評価及び検討を進めているところであり、YFO らに対して判断に必要な追加情報の提供を繰り返し求める一方、当社特別委員会に対して、YFO 提案についての答申を諮問しており、2023年3月末頃までに答申がなされる予定です。本請求は、答申予定日が迫る中で、当社内で目下行われている検討の過程について、役職員に無制約に協力義務を課す他、デジタルフォレンジック(調査対象に関連する電子データについて

て、既に削除された状態のものも含めて完全に複製し、検索できる状態にする手法)等の方法も用いることにより、非常に広範に提出させることを求める異例のものであり、当社取締役会としては、本請求は、当社取締役会及び当社特別委員会による YF0 提案の検討に圧力を加えて YF0 らに有利な判断を引き出そうとする不当な目的によるものであると考えております。

このことは、(i) YF0 らが本請求書及び 2023 年 3 月 3 日付けプレスリリースで当該調査を行う理由として挙げている当社のガバナンス上の「疑惑」・「疑い」について何ら具体的な根拠を示すことができないまま本請求を行っていることから明らかであると考えております。また、(ii) 「当社のガバナンス上の瑕疵」という抽象的かつ広範な調査目的を設定した上で、調査者がデジタルフォレンジック等を通じて当社内部の極めて広範な情報を取得できる建付けにしていることも、当社取締役会及び当社特別委員会による YF0 提案の検討を萎縮させ、当該検討に圧力を加えようとするものであると考えております。加えて、(iii) YF0 らは、本年 6 月に開催予定の当社定時株主総会で当社役員の一部の再任議案に賛成せず、自ら新たな役員の選任を提案することを公表しているところ、当社役員による YF0 提案の検討・意思決定過程の当否は同当社定時株主総会で議論すれば足りるにもかかわらず、あえて追加で本請求を行ったこと、及び、(iv) 本請求どおりに調査者が選任されたとしても、その調査報告は、上記の当社定時株主総会に間に合わないことは明らかであるにもかかわらず、定時株主総会の基準日後その開催前を開催日とする異例のスケジュールでの臨時株主総会の開催を求めていることからすれば、本請求は、YF0 らが標榜する、当社の取締役会及び監査役の構成の再編を株主が適正に判断するために必要な情報を明らかにするという目的によるものではないことは明らかであると考えております。

YF0 らは、本請求において、インフロニア・ホールディングス株式会社(以下「インフロニア」といいます。)による公開買付け(以下「インフロニア TOB」といいます。)に対する当社取締役会の賛同表明のプロセスの調査に関する議題(「議題 1」)、及び、当社の第 100 回定時株主総会での議案提案のプロセスの調査に関する議題(「議題 2」)も株主総会の目的とすることを求めています。当社取締役会としては、議題 1 及び議題 2 も YF0 提案に関連するものであり、これらも実質的には議題 3 と同じく、当社取締役会及び特別委員会による YF0 提案の検討に圧力を加えて YF0 らに有利な判断を引き出そうとする不当な目的によるものであると考えております。

以上から、当社取締役会は、本日、リーガルアドバイザーの助言も踏まえ、本請求は権利濫用に該当する等不適法なものであるとの理由から、本請求に基づく臨時株主総会を招集しないことを決議いたしました。

2. YF0 らの 3 月 3 日付けプレスリリースについて

上記 1. のとおり、YF0 らは、本請求書及び 2023 年 3 月 3 日付けプレスリリースにおいて、当社にガバナンス上の「疑惑」・「疑い」があるとの主張を行っております。

しかしながら、YF0 らが主張する「疑惑」・「疑い」はいずれも事実と反するものです。YF0 らは、これらの「疑惑」・「疑い」を主張するにあたって、何らの具体的な根拠も示しておらず、当社と YF0 らとの間の長時間に及ぶ従前の口頭での遣り取りの中から、当社代表取締役社長及び事務局の発言の一部分を本来の文脈とは異なる形で、かつ自己に都合の良いように一方的に切り取って羅列しているものです。当社取締役会及び当社特別委員会が YF0 提案に関する評価及び検討を進めている中で、何らの具体的な根拠もなくこれらの「疑惑」・「疑い」を主張し、当社株主その他市場関係者に誤解を与えようとする YF0 らの姿勢は、自らの提案に対して不当な方法で賛同を得ようとするものであり、真摯な企業買収者の行動からはかけ離れていると考えております。加えて、YF0 らの主張には、当社と YF0 らとの間の秘密保持契約に違反する内容が多数含まれておりますが、当社取締役会は、YF0 らが当社からの再三の指摘にもかかわらず同契約に違反する公表を繰り返し行っていることも遺憾であると考えております。

当社取締役会は、現在、当社取締役会及び当社特別委員会が YF0 提案を検討中であることを踏まえ、YF0 らの個々の主張のすべてについて詳細に反論を行うことは現時点では差し控えますが、当社株主その他市場関係者皆様に適切な情報開示を行う観点から、YF0 らの以下の主張については事実関係を指摘します。

- (1) 当社代表取締役社長が、機関決定も経ないままに、YF0 提案には賛同できない旨の書簡を YF0 ら代表に交付したとの主張

当社代表取締役社長から YF0 ら代表への書簡の交付は、2022 年 11 月 14 日の両者間のトップ面談において、YF0 ら代表から、同月末日頃を目途として当社から提案を行うよう要請されたことに対して、当社代表取締役社長から、それまでに第三者委員会や取締役会を経た判断をすることはできないことをお伝えしたにもかかわらず、YF0 ら代表から、そのような手続を踏んだ正式な提案ではなくその時点での当社代表取締役・実務チームの「気持ち」を連絡することで良いので是非とも提出して欲しいという強い要請を受けて、当社の機関決定を経ない足許の協議状況を踏まえた当社事務局の「案」として提示することについて YF0 ら代表の事前の同意を得て行われたものです。

YF0 らが上記の主張を繰り返し行っていることは、信頼関係に基づき行われた対話の経緯を完全に無視・歪曲化するものです。YF0 による上記書簡提出の要請

も、当社を欺罔する意図によるものであったと言わざるを得ません(当社は、客観的な証拠により、上記の経緯を改めて確認しました。)

なお、上記書簡には、YFO らが 2022 年 4 月 22 日付け「回答書」で「上場を維持したまま弊社に中長期的に貴社の株主として残って欲しいとの意向があれば、そのような選択肢も検討の用意があります」との意向を表明していたことを踏まえ、YFO らが当社を非公開化せずに、YFO らが得意とする DX 戦略の実現等を行うことで当社の企業価値向上に向けて共に取り組むことを提案しておりましたが、当社は、現時点において何ら返答を受領しておりません。

- (2) インフロニア TOB の際に、当社役員がインフロニアの取締役役に就任する旨の「密約」があったとの主張

当社は、金融商品取引法の定めに従い、インフロニア TOB に関して公表すべき事実を 2022 年 3 月 23 日付け意見表明報告書及びその後の訂正意見表明報告書に適正に記載して提出しており、YFO らが主張するような「密約」は存在しません。

- (3) インフロニア TOB では、取引条件の検証が十分に行われなような極めて短いスケジュールが組まれたとの主張

当社及びインフロニアには、同社の完全子会社である前田建設工業株式会社と当社との間の 20 年以上に亘る資本業務提携関係により、相互の事業内容に関する深い理解が存在したため、当社取締役会は、インフロニア TOB に関する検討を短期間で実施することが可能でした。当社取締役会は、経済産業省が 2019 年 6 月 28 日付けで公表した「公正な M&A の在り方に関する指針－企業価値の向上と株主利益の確保に向けて－」の内容に沿ってインフロニア TOB の検討を行っており、その取引条件の検証が十分に行われなかったという事実はございません。

- (4) 当社が YFO ら以外による非公開化の提案を取締役会による検討を経ずに拒絶しているとの主張

当社は、YFO 提案を受けて以降これまでの間、第三者から、当社の非公開化に関する正式なご提案を受けたことはなく、YFO らが主張する事実はございません。今後もそのようなご提案を受けた場合には、当社取締役会は、真摯に検討を行ってまいります。

- (5) 当社がインフロニア TOB の際にインフロニアに提供した「財務 3 表の連結モデル」

を YF0 らには提供していないとの主張

当社はインフロニアに対しても「財務 3 表の連結モデル」を提供しておりません。他方で、YF0 らには、一般的な M&A の実務に沿って、損益計算書の計画値を提供した上、YF0 らの強い要請に応じて、貸借対照表の計画値を作成して提供しております。

3. 今後の当社の対応について

上述のとおり、現在、当社取締役会は、YF0 提案に関する評価及び検討を進めており、当社特別委員会から、2023 年 3 月末頃までに YF0 提案についての答申がなされる予定です。

当社取締役会は、特別委員会の判断内容を尊重した上で、YF0 提案についての決定を行います。YF0 提案に対する当社取締役会の意見は、当該意見を決定次第、改めてお知らせいたします。

以 上